

# にしがた



新潟  
花ものがたり ▲八木ヶ鼻に咲く梅(三条市)

## Contents

- 健康保険の被扶養者の手続きについて
- ご退職後の健康保険について
- 社会保険事務講習会開催 申込募集中
- 健康セミナー開催 申込募集中

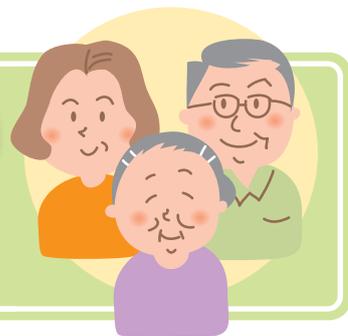
電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

# 健康保険の被扶養者の 手続きについて



## 1. 概要

新たに全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者となった方に被扶養者がいる場合や被扶養者に異動があったときは、被保険者がお勤め先の事業主を経由して事実発生の日から5日以内に「健康保険被扶養者（異動）届」を提出することになります。

※提出先は、郵送の場合は新潟事務センターへ、直接窓口提出する場合にはお勤め先の所在地を管轄する年金事務所にご提出ください。また、電子申請により提出することもできます。

## 2. 被扶養者の範囲

- (1) 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。）、子、孫及び弟妹であって主としてその被保険者により生計を維持する方。
- (2) 3親等内の親族（兄姉、伯叔父母、甥姪とその配偶者など）や内縁関係の配偶者の父母及び子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む。）で被保険者と同居している方。

## 3. 被扶養者の認定要件と添付書類

### (1) 被扶養者の認定要件

被扶養者に該当するには、被保険者により主として生計を維持されていること、及び収入要件に該当する必要があります。

#### 収入要件

年間収入130万円未満（60歳以上又は障害者の場合は、年間収入※180万円未満）かつ同居の場合は被保険者の収入の半分未満、別居の場合は被保険者からの仕送り額未満となります。

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点及び認定される日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますのでご注意ください。

（60歳未満の場合で収入がある場合月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合日額3,611円以下。）

### (2) 添付書類

#### ①収入要件確認のための書類

対象被扶養者全員が必要になります。また、被扶養者の年間収入が増えて、収入要件を満たさなくなった場合には、被扶養者から外れることとなります。その際は、「被扶養者（異動）届（削除）」の手続きが必要になります。

#### ②所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方

事業主の証明があれば添付書類は不要です。

※ただし、被扶養者になった日が提出日より60日以上遡及する場合は、以下③のとおり添付書類が必要となりますのでご注意ください。

### ③②以外の方

- (ア) 退職したことにより収入要件を満たす場合  
「退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し」
- (イ) 雇用保険失業給付受給中の場合又は雇用保険失業給付の終了により収入要件を満たす場合  
「雇用保険受給資格者証の写し」
- (ウ) 年金受給中の場合  
現在の年金受取額がわかる「年金額の改定通知書などの写し」
- (エ) 自営（農業等含む）による収入、不動産収入等がある場合  
直近の「確定申告書の写し」など
- (オ) 上記イ～エ以外に他の収入がある場合  
上記「イ～エに応じた書類」及び「課税（非課税）証明書」
- (カ) 上記ア～オ以外  
「課税（非課税）証明書」

### ④②および③の方に共通する事項

障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途「受取金額のわかる通知書等のコピー」が必要になります。

※電子申請により提出される場合、上記③の（ア）～（エ）及び④の添付書類は、画像ファイル（JPEG形式）による添付データとして提出することができます。

### ⑤続柄確認のための書類

被保険者と別姓の被扶養者が対象となります。

「被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）」など。ただし、下記⑥に該当する被扶養者で、添付された住民票が被保険者が世帯主である世帯全員の住民票（コピー不可）により続柄が確認できる場合は住民票で代用できます。

### ⑥同居確認のための書類

被扶養者として認定されるために同居が要件である方が対象となります。

「被保険者の世帯全員の住民票（コピー不可）」

### ⑦内縁関係を確認するための書類

「内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本」

## (3) その他

- ①婚姻を契機として配偶者を扶養に入れる場合などで住所が変わるときは、同時に被保険者住所変更届の提出が必要です。
- ②被扶養配偶者が20歳以上60歳未満で国民年金の被保険者である場合は、3枚目の国民年金第3号被保険者該当届を同時にご提出願います。
- ③住民票や戸籍謄（抄）本は、直近の状態を確認します。そのため、提出日から遡って60日以内に発行されたものをご提出願います。
- ④被扶養者になった日が提出日より60日以上遡及する場合は、被扶養者の氏名、生年月日、続柄、被扶養者になった日、収入要件確認のための書類など事実を確認できる書類を添付願います。
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者は、被扶養者になれませんのでご注意ください。

詳細等ご不明な点がございましたら  
お近くの年金事務所へお問い合わせください。



# 協会けんぽからのお知らせです

## ご退職後の健康保険について

ご退職後の健康保険には、「協会けんぽの任意継続健康保険」「国民健康保険」「ご家族の健康保険の被扶養者」の3つがあり、それぞれ、以下のとおり、加入条件や保険料について違いがあります。ご退職の際にはご検討のうえ、加入手続きをお願いいたします。

退職される方への今後の健康保険に関するご説明のご協力をお願いいたします。



加入先	任意継続健康保険	国民健康保険	ご家族の健康保険の被扶養者
手続き先	協会けんぽの各都道府県支部	市区町村役場 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	▶退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること ▶退職日の翌日から20日以内に申請すること	市区町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族の勤務先にお問い合わせください (扶養の条件を満たす必要があるため、被扶養者にならない場合もあります。)
保険料	▶退職前に給与から控除されていた健康保険料の2倍(40歳から64歳までの方は介護保険料を含む) ※ただし、保険料には上限があります。 また、勤務先とお住まいの都道府県が異なる場合、都道府県支部ごとに保険料率が異なるため、2倍とならない場合があります。	世帯の人数や前年の所得等によって決まります。また、退職の状況によって保険料の減免を受けられる場合があります。 (詳しくは市区町村役場の国民健康保険担当課にお問い合わせください。)	被扶養者の保険料負担はありません。

## 任意継続健康保険の申込みの際の手続き

- ◆協会けんぽの任意継続健康保険に加入を希望される方は、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご退職日の翌日から**20日以内**にご提出ください。
- ◆ご家族を被扶養者とされる際には、添付書類が必要になる場合がございます。詳しくは「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」の裏面をご覧ください。お電話にてお問い合わせください。
- ◆お手続きは郵送で行うことができます。  
毎年**3、4月は協会けんぽの窓口が大変混みあい、長時間お待たせしてしまう**ことが見込まれます。ぜひ、郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします。また、申請用紙は協会けんぽのホームページからダウンロードすることができますのでぜひご利用ください。

協会けんぽ 新潟

検索

## 任意継続保険証発行までの流れ

勤務していた事業所様から資格喪失届が日本年金機構事務センターに提出され、日本年金機構事務センターで入力手続きが完了した翌営業日に協会けんぽで任意継続の健康保険証を作成できるようになります。健康保険証がお手元に届くまでには多少お時間を要する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。**事業主様におかれましては、健康保険証の回収と速やかな資格喪失届のご提出をお願いいたします。**

お問い合わせ先

【業務グループ】 TEL.025-242-0262

## 平成25年度の健康保険料・介護保険料率について

平成25年度の健康保険料・介護保険料につきまして、政府の予算編成作業が例年より遅れているため、決定が遅くなっております。今後、高齢者医療への拠出金等の予算額や、直近の医療費等の実績を反映した見込みを作成し、保険料率を決定する予定となっております。決定後の保険料率は、協会けんぽホームページや、3月の保険料納入告知書に同封するチラシでお知らせいたします。

お問い合わせ先

【企画総務グループ】 TEL.025-242-0261



全国健康保険協会 新潟支部  
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260 (代表)

## 協会けんぽ新潟支部のセミナーのご案内

# 「こころの健康セミナー」申込募集集中!

参加料無料

専門講師によるメンタルヘルスに関する講演のほか、協会けんぽ新潟支部による精神系疾患の傷病手当金申請書データの集計・分析結果の発表を行います。事業所の労務担当者だけでなく、どなたからもご参加いただけます。



### 開催日・会場

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
2月27日(水)	午後2時～ 午後4時30分	新潟ユニソンプラザ	新潟市中央区上所2-2-2	300名

### お申込み方法

開催日・参加会場・事業所名・参加者名(健康保険委員の場合はその旨を明記)を記入し、FAXにてお申し込みください。(お電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場の定員に達した場合はご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

## 3月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五泉市福祉会館	21(木)	10:00~15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸魚川市役所	13(水)	10:00~15:00
	阿賀町役場本庁	27(水)	10:00~15:00		柿崎商工会	27(水)	10:00~15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	佐渡中央会館	13(水)	13:30~16:30	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村上市役所	13(水)	10:00~15:00
	両津地区公民館	14(木)	9:00~11:20		阿賀野市水原公民館	27(水)	10:00~15:00
	小木町商工会	14(木)	8:50~10:50		十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	19(火)	9:30~12:30
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小出商工会	27(水)	10:00~15:00	六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	14(木)	10:00~15:00
						28(木)	10:00~15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の2会場は時間が異なります。佐渡中央会館は13:30から16:10、十日町地域地場産業振興センター(クロス10)は13:00から14:30となりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。
- 年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

### 社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています(相談は無料)

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00~15:00)
  - 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
  - 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
- ※五泉商工会議所は予約制です。予約連絡先 TEL.0250-43-5551  
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

健康づくり  
標語コンクール佳作作品

健康は 食べる 歩く 寝る の三原則で

## 社会保険事務講習会開催申込募集中

参加料無料

社会保険の事務担当している方(どなたでも参加可能です)を対象として、次の日程で社会保険事務講習会を開催します。

【講習時間割】 13:30～(加入資格、保険料、扶養) 講師/年金事務所  
14:40～(任意継続、保険給付概要) 講師/協会けんぽ 多数の参加お待ちしております。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
3月4日(月)	午後1時30分 ～午後4時	ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名
3月6日(水)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
3月7日(木)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
3月11日(月)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
3月12日(火)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	70名
3月12日(火)		クロスパルにいगत	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
3月19日(火)		燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名

※「クロスパルにいगत」会場は、公共交通機関をご利用願います。

### お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

## 健康セミナー開催申込募集中

参加料無料

「みんなが快適な環境づくり」  
たばこのこと考えてみませんか

- 講師: 全国健康保険協会新潟支部 保健師 塩原 香奈子氏
- 開催日・会場

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
3月14日(木)	午後1時～午後3時	クロスパルにいगत	新潟市中央区礎町3ノ町2086	60名

### お申込み方法

参加者名・事業所名・電話番号を記入し、FAXにてお申し込みください。(お電話によるお申し込みも可能です。)

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337



冬期限定のお得な宿泊プランは3月31日まで開催中!

越後村上「町家の人形さま巡り」(3月1日～4月3日開催)にぜひご利用ください。

冬期限定プラン  
ゆゆう 長遊湯 宿泊プラン

平成24年 平成25年  
12/1～3/31 (但し12月30日～  
25年1月3日は通常料金です)

土曜日を除く

友だち、家族で語らいを!

- 1室3名様以上のご利用
  - 1泊2食/料理6品付
- 5,900円(税込)

『ナノミストサウナ』  
心も体もあたたかく



お申し込み・お問い合わせはお気軽に

瀬波保養所

松風荘

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086